

渋谷二丁目西地区 住宅整備事業

国家戦略住宅整備事業を実施する区域	渋谷二丁目西地区
その全部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値	157/10 ※地区全体に対して適用する。
その一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値の算出方法	$V_r = V_c \left(1 + 2 \left(3 / (3 - R) - 1 \right) \right)$ ただし、$V_r - V_c \leq 300\%$ V_r : その一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値 (130/10) V_c : 都市再生特別地区に定める (当事業による緩和部分を除く。) 建築物の容積率の最高限度 (127/10) R : 建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合 (3.72%) ※V_r、V_c、Rは、地区全体に対して適用する。 (地区全体で、$V_r=130/10$、当該住宅はC街区に配置、 適正配分後の容積率の最高限度は、A街区 16/10、B街区 158/10、C街区 94/10)
建築物の敷地内に設けられる空地の要件	敷地面積の 2/10 以上かつ道路に接して有効な部分が 1/10 以上
建築物の敷地面積の規模	0.5ha 以上

「区域は計画図表示のとおり」

国家戦略住宅整備事業を定める区域

